

第 3 3 号議案

豊川市防災基金条例の制定について

豊川市防災基金条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市防災基金条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条の規定に基づき、防災に関する事業の推進を図るとともに、本市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における応急対策、災害からの復旧及び市民生活の復興を迅速かつ円滑に進めるため、豊川市防災基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める金額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための経費に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、防災に関する事業の推進を図るとともに、本市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における応急対策、災害からの復旧及び市民生活の復興を迅速かつ円滑に進めるため、豊川市防災基金を設置する必要があるからである。